

## ジャパン・フォー・サステナビリティ 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この団体はジャパン・フォー・サステナビリティと称し、略称を JFS とする。

2 英語名称を Japan for Sustainability とする。

#### (事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を神奈川県川崎市多摩区に置く。

#### (目的)

第3条 この団体は、日本から海外・全世界へ環境に関する日本の多様な情報を発信する事業及びその関連事業を行うオープン・コミュニケーション・プラットフォームを形成し、もって持続可能な地球社会の構築に貢献することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本の環境情報の収集、取材、作成及び発信
- (2) 環境分野における日本の情報発信力強化のための人材育成
- (3) 環境に関する講演会・勉強会・見学会の企画・開催
- (4) 会員等の環境に関連する情報の発信
- (5) 環境関連他団体との交流、連携、協力
- (6) 持続可能性に関するコミュニケーションについてのアドバイスと第三者意見
- (7) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (種別)

第5条 この団体の会員は、次の3種類とし、正会員をもって社員とする。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 正会員       | この団体の目的に賛同して入会した個人    |
| (2) 法人会員      | この団体の事業に賛助するために入会した団体 |
| (3) 個人サポーター会員 | この団体の事業を賛助するために入会した個人 |

#### (入会)

第6条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

- 2 法人会員及び個人サポーター会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出する。法人会員については申込受理時、個人サポーター会員に関しては会費納入確認時に入会が認められたものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、法人会員及び個人サポーター会員は、総会において別に定める年会費を各事業年度中の入会の認められた月までに納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会通知を代表に提出し、任意に退会できるものとする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を期限後2ヶ月過ぎても納入せず、代表が納入の意思がないものと判断したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第11条 この団体に、次の役員を置く。

代表 1名以上、2名以内

理事 5名以上、7名以内

- 2 代表と理事は総会において選任する。
- 3 代表は理事を兼務する。

(職務)

第12条 代表は、この団体を代表し、この定款の定め並びに総会の議決に基づき、その業務を統括・執行する。

2 理事は、理事会を構成し、この団体の運営に対する助言・監視を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第14条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者がかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、無給とする。但し、第4条に掲げる事業を収益事業として行い、役員が業務提供する場合は、この限りではない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第17条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項の規定により請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会の招集をするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条3項によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(書面評決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくはファックス又は電子メールでの意思表示をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の数、出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 代表が業務の執行に関して諮問する事項
- (2) 団体の運営及び会計の監査に関する事項

(開催)

第29条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表が当たる。

(議決)

第32条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第33条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 資産は、代表が管理し、その方法は代表が別に定める。

(経費の支弁)

第35条 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 この団体の事業計画及び予算は、代表が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第37条 前条に規定する予算には、予算超過または予算外の支出に当てるため、予備費を設ける事ができる。

(暫定予算)

第38条 第36条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に順次収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第39条 代表は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、税理士等の監査と理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第40条 この団体の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第41条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

2 代表は、事務局の業務を有限会社 エコネットワークスに委託する。

3 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

4 事務局の職員は代表が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第42条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び職員の名簿
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第44条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併

- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 この団体の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社団法人もしくは財団法人に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

(公告)

第46条 この団体の公告は官報により行う。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この団体の運営に必要な事項は総会の議決を経て代表が別に定める。

## 付則

- 1 この定款は、この団体の設立の日から施行する。
- 2 この団体の設立時の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員	会費 年額	10,000 円
(2) 法人会員	会費 年額	100,000 円
(3) 個人サポーター会員	会費 年額	5,000 円

- 3 この団体の設立当初の役員は、第11条2項および3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第13条1項の規定にかかわらず、平成15年10月31日までとする。

(1) 共同代表	枝廣 淳子
(2) 共同代表	多田 博之
(3) 理事	三橋 規宏
(4) 理事	山本 良一
(5) 理事	レスター・R・ブラウン

- 4 この団体の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定に関わらず、事務局運営とすることができる。

5 この団体の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年7月31日までとする。

作成日 2002年8月22日

改定日 2005年2月19日

改定日 2005年10月15日